

# 畜産・酪農価格・対策に2,099億円 安定財源の確保が焦点に

農水省は2月24日、2010年度の畜産・酪農価格と関連対策を決めた。予算総額は2,099億円に達し、前年度の1,901億円を上回った。このうち、2011年度以降の所得補償制度の導入に向け、経営安定対策関係は、既存事業を統合した肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン、846億円）を創設するなどして、前年度の723億円を倍増させ、1,429億円にまで拡充した。ただ、これまで畜産・酪農対策の主財源となってきた農畜産業振興機構の保有資金残高は2010年度末には200億円程度にまで減る見込みで、安定的な財源の確保が今後の焦点になりそうだ。

## ■ 価格はすべて据え置きに

牛肉と豚肉の安定上位価格や安定基準価格、肉用子牛の保証基準価格と合理化目標価格はすべて据え置いた。バターや脱脂粉乳などの原料となる加工原料乳生産者補給金は、対象となる限度数量を前年度の195万トンから10万トン削減する一方で、単価は1kg当たり11円85銭で据え置いた。生産現場からは、生乳需給の見定めが困難を極めるなか、需給調整のためのスポンジ機能を持つ加工原料乳生産者補給金の限度数量を削減することには抵抗感が根強かった。だが、バターや脱脂粉乳などの消費の減退には歯止めがかからないと判断し、今後の消費の伸びが見込めるチーズや生クリームなど液状乳製品向けへの支援に比重を移していく観点から大幅削減に踏み切った。鶏卵の補てん基準価格は前年度の1kg当たり191円から10円引き下げた。

## ■ 肥育対策は新マルキンに

肥育経営向けの肉用牛対策では、これまでの肉用牛肥育経営安定対策事業（マルキン）と肥育牛生産者収益性低下緊急対策事業（補完マルキン）を統合し、補てん金の算定方法を全国一本化する新マルキンを創設。生産者1、国3の拠出割合で基金を造成

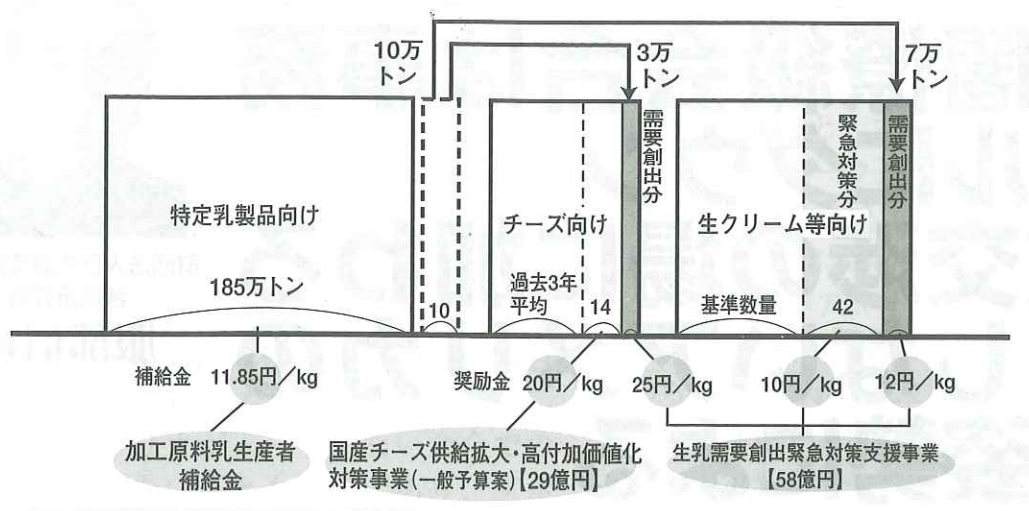
し、肉専用種、交雑種、乳用種の3区分ごとに、粗収益と生産費との差額の8割を補てんすることとした。一方で、マルキンと補完マルキンを補う形で措置されていた肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（ステップ・アップ事業）は継続しなかった。

繁殖経営向けの対策では、肉用子牛生産者補給金制度を補完する二つの既存事業について全国一本の肉用牛繁殖経営支援事業（142億円）に統合した。四半期ごとの平均売買価格が、家族労働費の8割を補償する発動基準を下回った場合に、その4分の3を交付する。発動基準は黒毛和種が1頭当たり38万円、褐毛和種が同35万円、その他の肉専用種が25万円に設定した。

## ■ チーズ、生クリームを拡充

酪農対策では、加工原料乳生産者補給金制度の限度数量で削減した10万トン分を、チーズ・生クリーム向けに振り向けられるよう需要創出緊急対策（58億円）を創設。既に2010年度予算案に盛り込んでいる国産チーズ供給拡大・高付加価値化対策事業（29億円）を補強した。チーズ向けの仕組みは、二つの対策を組み合わせて、過去3年平均の数量を上回る14万トン分には1キロ当たり20円、それを上回る3万トン分には同25円を交





● 付するというもの。生クリームなど向けは今後決まる基準数量を超える42万トン分に同10円、それを上回る7万トン分に同12円を交付する。加工原料乳価格が過去3年間の平均取引価格を下回った場合に補てん金を交付するための積立金への助成措置は継続した。

養豚対策は、現行の肉豚価格差補てん事業（地域肉豚）に代わる養豚経営安定対策事業（99億円）で補てん金の算出方法を全国一本化し、国の負担割合を2分の1（現行4分の1）に引き上げた。豚枝肉の全国平均価格が生産コストに相当する保証基準価格を下回った場合に、肉豚生産者に対し、差額の8割を補てんする。養鶏対策では、成鶏出荷後に、60日以上空舎期間を設けた場合に奨励金を支払う鶏卵需給安定緊急支援事業（37億円）も新たに盛り込んだ。

そのほか、飼料資金の1年間限りの延長に680億円、コントラクターの育成や放牧の推進への支援や堆肥の調整・保管に必要な施設などのリース方式による導入への支援の継続に35億円、生産者自らや地域提案による販路の拡大や海外での販路開拓支援などの消費拡大対策に13億円、互助制度支援の拡充などのヘルパー対策の見直しに、酪農関係で3億円、肥育関係でも措置することとした。

### ■ 機構が事業仕分け対象に

2000年度末には3,000億円近くあった独立行政法人の農畜産業振興機構の保有資金残高は、2010年度末には200億円程度にまで減る見込み。同機構は政府の行政刷新会議が4月から本格実施する「事業仕分け」第2弾の対象になる公算が高まっている。さらに、畜産・酪農対策向けの主財源となってきた牛肉関税収入も減少傾向で、2003年度には年間1,000億円を超えていたが、景気の低迷による販売価格の下落などから2010年度は700億円程度にとどまる見通しだ。

国全体の財政状況が極めて厳しいなか、2011年度以降の所得補償制度の導入に当たっては、財源確保で政府・与党内の激しい攻防が予想される。だが、農水省は「食料・農業・農村基本計画」で畜産・酪農への所得補償制度について、現在講じている畜種ごとの畜産経営安定対策の実施状況などを踏まえて、その在り方や導入時期を検討することとしている。後戻りはできない。

赤松農相は同対策決定後の記者会見で、2011年度以降の不足分について一般会計予算の中で要求していく方針を表明した。地域経済のけん引役としても期待される畜産・酪農経営の発展に向け、どれだけの財源を確保できるかが問われている。